

新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

2020年10月23日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

会 社 名 株式会社クリーマ

代 表 者 の 代表取締役社長
役 職
氏 名 (署名) 丸林 耕太郎

当社の代表取締役（代表執行役）社長である丸林耕太郎は、新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に準拠し、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、以下のとおり体制が整備され、適正に機能していることを確認しております。
 - ・ 業務分掌及び責任部署が明確化されており、各部署において適切に業務を管理遂行できる体制
 - ・ 取締役会において、重要事項の意思決定や各取締役の職務執行状況の報告が適切に行われる体制
 - ・ 監査役会が取締役会その他重要な会議への出席や監査役監査の実施等を通じて、取締役の職務遂行が適切に行われていることを確認する体制
 - ・ 内部監査において、内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査し、指摘事項及び改善状況等について、その結果を代表取締役社長に報告する体制
3. 有限責任監査法人トーマツの監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）の記載内容において、重要な指摘事項がないことを確認しております。

(2015.1.1)